

表-13.2(2) 国土交通大臣意見に対する事業者の対応一覧

国土交通大臣意見		事業者の対応
6	<p>本事業の実施に当たっては、専門家の指導・助言を得た上で、工事の施工方法、時期等を検討し、これら小型コウモリ類の生息環境に急激な変化を与えないよう配慮すること。特に、工事中の騒音・振動に対する環境保全措置については、小型コウモリ類の出産・ほ育の時期における工事を避けることも含め、適切な措置を講じること。</p> <p>また、これらの検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。</p>	<p>事業による土地改変は段階的に実施し、採餌場所への移動経路が分断されないように配慮して、樹林の伐採は、全体を一度に行わず、2~4年次に段階的に行うことを追記した。(p6-12-318~319、p7-63)</p> <p>出産・哺育の時期（5月～8月）及び冬期の休眠時期（12月～3月）は、A洞窟最奥部及びD洞窟から半径40m以内での振動ローラと同等の振動を出す作業及び半径100mの範囲での大型ブレーカと同等の騒音・振動を出す作業を避けることを記載した。(p6-12-267、320、p7-65)</p>
7	<p>事後調査については、事業実施区域及びその周辺区域の小型コウモリ類が利用する洞窟を対象とし、調査項目に工事中及び航空機の離発着による騒音・振動を加えること。事後調査の結果により影響が著しいと判断される場合は、専門家の指導・助言を得た上で、適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>A、D洞窟を対象として、調査項目に建設機械の稼働及び航空機の離発着に伴う騒音・振動レベルを追加し、また調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、洞窟付近での作業を一旦休止し、専門家の指導・助言を得て、距離の確保や遮音壁等の適切な措置を講じることを追記した。(p8-9~11)</p> <p>また、環境監視として、B、C、E洞窟の保全対策後に、生息状況及び利用状況調査を実施し、移動状況を含めて把握するとともに、小型コウモリ類の生息が確認された場合、工事中及び航空機の離発着に伴う騒音・振動レベルや洞内環境（温度、湿度）の測定を行い、また調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講じることを追記した。(p8-14)</p>
8	<p>今後、新たに、事業実施区域及びその周辺で洞窟が確認された場合は、すでに確認されている洞窟と同様に小型コウモリ類の利用について調査を行い、利用が確認された場合は、できる限り小型コウモリ類が継続してこれらの洞窟を利用できるよう、専門家の指導・助言を得た上で、可能な限り保全すること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺で新たな洞窟が確認された場合は、小型コウモリ類の利用状況を調査し、利用が確認された場合は、小型コウモリ類が継続してこれらの洞窟を利用できるよう、専門家の指導・助言を得た上で、可能な限り保全をはかることを追記した。(p8-11)</p>
9	<p>人工洞窟については、専門家の指導・助言を得た上で、補正評価書の公告後のできる限り早い段階で設置すること。また、小型コウモリ類の習性を踏まえ、他の洞窟の形状及び気温・湿度等の生息条件、周辺の地形・地質や植生などの立地条件等を考慮しつつ、適切なものを整備すること。</p>	<p>人工洞の設置にあたっては、小型コウモリ類が生息している既存の人工洞の形状、洞内環境を参考に、形状、規模、土盛り厚等について検討し、専門家の指導・助言を得た上で具体的な形状、規模を決定すること、またできる限り早い段階で設置することを追記した。(p7-71)</p>
10	<p>小型コウモリ類の保全については、事業実施区域や事業者が取得する地域の周辺の洞窟の保全や採餌場としての林地の保全等周辺の土地利用が極めて重要であり、小型コウモリ類の生息に影響を与えないような土地利用が図られるよう、小型コウモリ類の保全、保全に関する情報の提供、石垣市や沖縄県等の関係機関への要請などを行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>本事業において実施された小型コウモリ類の調査結果、事後調査結果の情報を石垣市や沖縄県等の関係機関へ提供し、小型コウモリ類の生息に影響を与えないような土地利用が図られるよう要請などをを行うことを追記した。(p7-73)</p>